

地方拠点強化税制の見直しに向けた提言

平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方創生に向けた東京一極集中の是正が掲げられているが、地方創生を実現するためには、指定都市がリーダーシップを発揮し、圏域における中枢都市として、我が国全体の地方創生を牽引する役割を果たしていく必要がある。

しかしながら、東京特別区と指定都市の財政状況を比較すると、東京特別区は、基金残高が指定都市の約 4 倍となっているのに対して、地方債残高では 10 分の 1 以下となっている。

指定都市が地方創生を牽引する役割を積極的に果たしていくためには、東京に集中する「ひと」や「しごと」に新たな流れを作り出し、指定都市の税財源を拡充強化していく必要がある。

一方で、指定都市は各圏域における社会活動や経済活動の中心的な存在として機能しており、東京特別区から指定都市への企業移転が進むことで、関連企業の移転等の呼び水となり、圏域の他市町村への好影響が期待されるなど、指定都市が日本経済再生の鍵を握っている。

そこで、指定都市が地方創生と経済再生を牽引する役割を果たし、東京一極集中の是正及び人口減少に歯止めをかけるため、以下のとおり地方拠点強化税制の見直しに向けて提言する。

- (1) 地方拠点強化税制の活用実績等に鑑みて、真に実効性のある制度とするため、指定都市をはじめ地方自治体、経済団体や企業からの意見を十分に聴きながら、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充するなど、企業にとって活用しやすいものとする。
- (2) 対象地域について、三大都市圏の既成市街地等が対象外とされているが、当該地域についても優遇措置の対象とすること。
- (3) その上で、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。

平成 28 年 11 月 22 日
指定都市市長会